



# 参考資料

- 1 策定経過
- 2 答申書
- 3 子ども・子育て会議委員名簿
- 4 意見聴取の実施概要
- 5 子ども・子育て支援新制度
- 6 用語解説

## 1 策定経過

年月日	主な内容
平成30年6月～11月 平成30年7月～12月	子ども・子育て支援に関するニーズ調査 子どもの生活に関する実態調査
令和元年7月19日	第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事項について、市長から川越市社会福祉審議会委員長に諮詢
令和元年7月31日	令和元年度第1回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議） (1) 会長・副会長の選出について (2) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の策定について (3) 令和2年度に新制度へ移行する施設等について
令和元年8月20日	令和元年度第2回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議） (1) 子ども・子育て支援施策の実施状況について (2) 川越市子ども・子育て支援事業計画平成30年度達成状況について (3) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の策定について (4) 令和2年度に新制度へ移行する施設等について
令和元年10月8日	令和元年度第3回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議） (1) 幼児教育・保育の無償化について (2) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策について (3) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和元年11月19日	令和元年度第4回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議） (1) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画（原案）について
令和元年11月27日～12月26日	パブリックコメントの実施
令和2年1月28日	令和元年度第5回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議） (1) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の策定について (2) 施設整備の状況について
令和2年2月5日	第2期川越市子ども・子育て支援事業計画について、川越市社会福祉審議会委員長から市長へ答申

## 2 答申書

川福推発第 204 号  
令和 2 年 2 月 5 日

川越市長 川合善明 様

川越市社会福祉審議会  
委員長 佐藤 陽

### 第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画について（答申）

令和元年 7 月 19 日付け川政発第 235 号をもって諮問がありました、第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事項につきましては、これまで川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、延べ 5 回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてきました。

その結果、第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画（案）を取りまとめましたので、別添のとおり答申いたします。

貴職におかれましては、答申の趣旨を尊重し、本計画の実施にあたり、下記の内容を踏まえ、積極的に取り組まれますよう要望いたします。

#### 記

本市の将来を担う子どもたちが健やかに成長していくためには、障害や貧困、家族の状況などの事情により支援を必要としている子どもやその家族を含め、本市のすべての子どもと子育て家庭に対して、ライフステージに応じたきめ細やかな支援に行政や地域社会全体で取り組むことが必要です。

本計画の審議にあたっては、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画を包含した計画とすることや、待機児童対策をはじめとする事業の量の確保はもとより、事業の質的向上を目指した計画とすることなどについて幅広く検討を進めてまいりました。

本計画の推進にあたり、貴職におかれましては、歴史と文化に育まれた川越で子どもが夢や希望を持って成長でき、また、子どもを安心して生み育てることができるよう、本計画の基本理念である「安心して子育てができるまち川越」の実現に向けて、積極的に取り組まれるよう要望します。



### 3 子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

No.		氏名	選出団体
1	会長	平野方紹	学識経験者（大学教授・立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科）
2	副会長	中川和弘	川越市私立保育園協会
3	委員	田畠たき子	市議会議員
4	委員	川口知子	市議会議員
5	委員	柴山英士	児童養護施設
6	委員	小寺智子	学識経験者（弁護士）
7	委員	宮島清	学識経験者（大学教授・日本社会事業大学専門職大学院）
8	委員	石橋恒子	川越市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員部会
9	委員	新井由基夫	埼玉県川越児童相談所
10	委員	山田誠次	川越市障害者団体連絡協議会
11	委員	内田晃	川越地区私立幼稚園協会
12	委員	森田惠	川越市校長会
13	委員	石川昭広	川越人権擁護委員協議会川越部会
14	委員	藤倉省一	川越商工会議所
15	委員	長峰す美子	川越市保健推進員協議会
16	委員	米谷美奈子	埼玉県助産師会川越地区
17	委員	崎幸子	NPO法人川越子育てネットワーク
18	委員	伊藤康之	連合埼玉川越・西入間地域協議会（令和元年10月7日から）
19	委員	圓岡徹哉	公募委員
20	委員	高野慎太郎	公募委員
	前委員	佐藤智彦	連合埼玉川越・西入間地域協議会（令和元年10月7日まで）

## 4 意見聴取の実施概要

### (1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

#### ①アンケート調査

種類		調査方法
1	就学前児童保護者用アンケート	郵送により配布・回収
2	放課後児童クラブ（学童保育）保護者用アンケート	放課後児童クラブを通じ配布・回収
3	幼稚園保護者・認定こども園1号認定保護者用アンケート	幼稚園・認定こども園を通じ配布・回収
4	商工会議所会員事業所用アンケート	郵送により配布・回収
5	休日就労保護者用アンケート	事業所を通じ配布、郵送により回収

#### ②調査期間

種類		期間
1	就学前児童保護者用アンケート	平成30年10月1日（月）～平成30年10月19日（金）
2	放課後児童クラブ（学童保育）保護者用アンケート	平成30年10月1日（月）～平成30年10月19日（金）
3	幼稚園保護者用アンケート	平成30年6月6日（水）～平成30年7月6日（金）
	認定こども園1号認定保護者用アンケート	平成30年6月26日（火）～平成30年8月10日（金）
4	商工会議所会員事業所用アンケート	平成30年10月1日（月）～平成30年10月19日（金）
5	休日就労保護者用アンケート	平成30年10月1日（月）～平成30年11月30日（金）

### (2) 子どもの生活に関する実態調査

#### ①アンケート調査

		調査方法
1	小学5年生の家庭アンケート	学校を通じ配布・回収
2	中学2年生の家庭アンケート	
3	16-17歳の家庭アンケート	郵送による配布・回収

## ②支援者等ヒアリング調査

分野	支援者等
学校・教育	小学校・中学校・高校教諭、養護教諭
幼児・保育	幼稚園・保育園・児童養護施設関係者
地域の支援者	子どもサポート委員会・主任児童委員
学校プラットフォーム	スクールソーシャルワーカー
市民の団体	子ども食堂、学習支援などを行う民間団体、NPO法人など
市職員等	ケースワーカー、保健師、家庭児童相談員、母子父子自立支援員ほか職員

## ③調査期間

種類		期間
1	小学5年生の家庭アンケート	平成30年7月6日(金)～平成30年7月27日(金)
2	中学2年生の家庭アンケート	平成30年7月6日(金)～平成30年7月27日(金)
3	16-17歳の家庭アンケート	平成30年7月6日(金)～平成30年7月27日(金)
4	支援者等ヒアリング	平成30年8月29日(水)～平成30年12月27日(木)

## (3) 「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画（原案）」に関する意見公募手続

### ①実施期間

令和元年11月27日～12月26日（30日間）

### ②意見公募手続の結果

提出者2名 意見数21件（うち計画への意見反映1件）

## 5 子ども・子育て支援新制度

### (1) 教育・保育給付認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付費を支給するしくみとなっています。

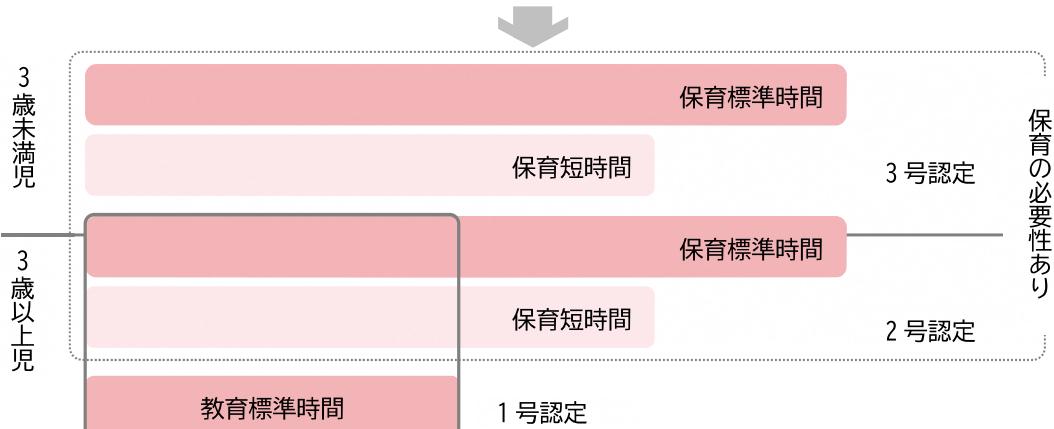
認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の基準を策定します。

事由	ア 就労 フルタイムのほか、パートタイムなど基本的にすべての就労 イ 就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区分 (月単位の保育の必要量に関する区分)	ア 保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した利用時間 (1日当たり最大11時間の利用。1月あたりの労働時間が120時間以上) イ 保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した利用時間 (1日当たり最大8時間の利用。1月あたりの労働時間が64時間以上120時間未満)

#### 保育の必要量の認定

新制度における公的保育の対象＝保育を必要とする児童  
(「保育標準時間」認定の児童 + 「保育短時間」認定の児童)



## (2) 教育・保育施設等について

子ども・子育て支援新制度においては、施設型給付等の対象施設として市町村の確認を受けた以下の特定教育・保育施設や特定地域型保育事業等を教育・保育給付認定の区分に応じて利用できます。

私立幼稚園においては、施設型給付の対象施設として市町村の確認を受けた幼稚園(特定教育施設)と、確認を受けない幼稚園があります。確認を受けない幼稚園においては、教育・保育給付認定を受けていなくても施設を利用できます。

施設の概要

特定教育・保育施設	認可保育所	保護者の就労や疾病などの事由により保育の必要な0歳から就学前の子どもを保育することを目的とした施設です。国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のものです。児童福祉法に基づきます。
	幼稚園	満3歳から就学前の子どもに小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校教育法に基づく学校です。通常の就園時間の利用のほか、一時預かり事業(通常の就園時間を延長して預かる事業)を利用することができます。
特定地域型保育事業	認定こども園	幼稚園と保育施設の機能や特長を併せ持つ施設です。施設の認可・認定基準により「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4類型があります。
	小規模保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。
	家庭的保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。
	事業所内保育事業	事業主(企業)等が、主に満3歳未満の、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。
企業主導型保育事業	居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、障害、疾患などで個別のケアが必要な場合に、乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。
	企業主導型保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行うものです。従業員の子どもの他に地域の子ども受け入れることができます。
確認を受けない幼稚園	確認を受けない幼稚園	満3歳から就学前の子どもに小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校教育法に基づく学校です。通常の就園時間の利用のほか、預かり保育事業(通常の就園時間を延長して預かる事業)を利用することができます。

### (3) 幼児教育・保育の無償化について

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月から施行されました。この法改正に基づき、子育てのための施設等利用給付認定を受け、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償化されました。

また、子育てのための施設等利用給付認定において、保育の必要性があると認定された子どもについては認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

#### 幼児教育・保育の無償化の概要

令和2年3月現在

No.	利用施設・事業	利用料
1	確認を受けない幼稚園	月額25,700円まで無償
2	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園) 特定地域型保育事業 (家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業) 就学前の障害児の発達支援 (児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設)	無償
3	幼稚園・認定こども園の預かり保育・一時預かり事業	幼稚園、認定こども園の無償分に加え月額11,300円まで無償（上限額は利用日数に応じて変動） (満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもで住民税非課税世帯は月額16,300円まで無償)
4	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	複数利用でも月額37,000円まで無償（利用幼稚園等において預かり保育の実施時間等が少ない場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となる） (0歳～2歳は月額42,000円まで無償)
5	幼稚園、保育所、認定こども園とともに就学前の障害児の発達支援を利用	ともに無償 幼稚園は月額25,700円まで

※通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、保育園、認定こども園に通う概ね年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除となります。

※幼稚園は満3歳から、それ以外は満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間が対象

※No.3、No.4については、保育の必要性（保護者の就労、疾病、障害等）が認定された子どもが対象

※無償化の対象となる施設・事業は、特定子ども・子育て支援施設等として市町村から子ども・子育て支援法第33条の11第1項の確認を受けている必要があります。（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を除く）

## 子ども・子育て支援制度の事業の全体像

子ども・子育て支援給付

子ども及び子どもを養育している者  
こ必要な支援

市町村主体

国主体

### 子どものための現金給付

児童手当法等に基づく児童手当等の給付

### 子どものための教育・保育給付

教育・保育給付認定子どもが幼稚園、保育所、認定こども園等において特定教育・保育等を受けた場合の給付

- ① 施設型給付費（委託費）…特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）
- ② 地域型保育給付費…小規模保育事業、家庭的保育事業、  
居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

### 子育てのための施設等利用給付

※令和元年10月～

施設等利用給付認定子どもが幼稚園、一時預かり事業、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付

- 施設等利用費…認定こども園（国立、公立大学法人立）、確認を受けない幼稚園、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

### 地域子ども・子育て支援事業

- |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①利用者支援事業<br>②時間外保育事業（延長保育事業）<br>③放課後児童健全育成事業<br>④子育て短期支援事業（トワイライトストイ事業・ショートステイ事業）<br>⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）<br>⑥養育支援訪問事業及び要支援児童の支援に資する事業 | ⑦地域子育て支援拠点事業<br>⑧一時預かり事業<br>⑨病児保育事業<br>⑩ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）<br>⑪妊婦健康診査事業<br>⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業<br>⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 仕事・子育て両立支援事業

- 企業主導型保育事業  
…事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業  
…繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

## 6 用語解説

### 【あ行】

#### ●愛着形成

子どもが親などの特定の他者に対して情愛的なきずなをもち、自己肯定感など心の発達の基盤を育むこと。

#### ●オールマイティーチャー

積極的な生徒指導を推進し、子どもたちの心の教育や学力向上、いじめの未然防止等、各学校におけるさまざまな課題を解決するために配置する市費臨時講師。

### 【か行】

#### ●家庭児童相談員

子どもに関する発達や学校生活、人間関係等の悩み等に関し、専門的に相談指導業務に従事する者。

#### ●キャリア教育

キャリアとは、人が生涯の中でさまざまな役割を果たす過程で自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねであり、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

#### ●基本指針

子ども・子育て支援法第60条で示された子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針。基本指針の主な内容は、子ども・子育て支援の意義、地方自治体の事業計画の作成指針、制度に関する基本的事項の提示等。

#### ●協働

市民、自治会等の公共的団体やNPOなどの民間団体、企業や大学などの事業者及び行政が地域の課題に対し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え、協力し合って取り組んでいくこと。

#### ●合計特殊出生率

ある年の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、その年の出生状況がその後も変わらないと仮定した場合に、一人の女性が一生の間に生むことが見込まれる子どもの数に相当するもの。

#### ●コーホート変化率法

各コーホート（同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

## ●子育て安心プラン

国が平成 29 年 6 月に策定した待機児童解消のための取組を一層強化、推進していくための政策。今後も 25 歳から 44 歳の女性の就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申込み率も伸びることが見込まれることから、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間で女性就業率が 80% に達した場合にも対応できる保育の受け皿を新たに整備することとしている。

また、平成 29 年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、令和 2 年度末までに整備することとしている。

## ●子ども・子育て関連 3 法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 つの法律。

## ●子ども・子育て支援事業計画

5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画及び、その他子ども・子育て支援に関する業務の円滑な実施に関する計画。

## ●子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために平成 27 年度から施行された制度。本計画書では、この制度を「新制度」と略して表記する。

## ●子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。子ども・子育て支援給付、その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援について定める。

令和元年 5 月に一部改正が行われ、幼児教育・保育無償化について定められた。

## ●子どもの貧困対策の推進に関する法律

平成 26 年 1 月施行。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することを目的とする法律。基本理念を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。令和元年 6 月に一部改正が行われ、市町村の計画策定が努力義務化された。

## ●子供の貧困対策に関する大綱

平成 26 年 8 月閣議決定。子どもの貧困対策の推進に関する法律第 8 条の規定に基づき子どもの貧困対策を総合的に推進するために定めたもの。令和元年 11 月に新たな大綱を閣議決定。基本方針として切れ目のない支援や支援が届かない、または届きにくい子ども・家庭への配慮などを掲げるとともに、指標の見直しが行われた。

## 【さ行】

### ●次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成 15 年に制定された法律。国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策について定める。平成 27 年 3 月 31 日までの時限立法であったが、令和 7 年 3 月 31 日まで 10 年間延長となった。

### ●施設型給付・地域型保育給付

従来、認定こども園、幼稚園、保育所と施設類型により個別に行われていた財政支援を小規模保育等も含め共通化した財政支援のしくみ。市町村の確認を受けた施設・事業所は、公定価格に基づく額を施設・事業を利用する子どもの居住する市町村から給付される。

### ●児童福祉法

18 歳未満の児童の健全育成と児童福祉の保障等に関する根本的・総合的な法律。児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所等の児童福祉機関の設置・運営、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が定められている。

### ●児童福祉施設

児童福祉法に基づいて、児童福祉に関する事業を行う施設の総称。

児童福祉法に定めのある児童福祉施設は次の 12 施設。

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター。

### ●準要保護児童生徒

市町村教育委員会に生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められた者のこと。

### ●障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と言い、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、施行された法律。自立支援給付や地域生活支援事業について定める。平成 30 年には児童福祉法と合わせて一部改正が行われ、障害児支援の拡充が盛り込まれた。

### ●食育

生涯を通じて健全な食生活を実践するために、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食文化を継承し、自然の恵みなどを理解するもの。

### ●児童養護施設

児童福祉法に定められた児童福祉施設の 1 つで、保護者のない児童、虐待されている児童など環境上養護を要する児童を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

## ●スクールカウンセラー

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する専門家。市立小中学校に県より配置されている。

## ●スクールソーシャルワーカー

課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るために配置された、教育分野と社会福祉分野の知識・経験を有する専門職。

### 【た行】

#### ●特定教育・保育施設

市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認した教育・保育施設のこと。  
施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

#### ●特定子ども・子育て支援施設等

市町村が施設等利用給付費の支給に係る施設または事業として確認した私学助成の幼稚園や認可外保育施設、一時預かり事業、特別支援学校のこと。  
幼児教育・保育無償化措置のため子ども・子育て支援法の一部改正により創設された。

### 【な行】

#### ●認可外保育施設

保育を行うことを目的とする施設であり、児童福祉法に基づく認可保育所以外のものの総称。また、概ね1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で保護者と離れる常態をしている場合も、認可外保育施設に含む。

#### ●認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

### 【は行】

#### ●発達障害

発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定められているもの。

#### ●副食材料費

おやつを含む、主食（お米、麺、パン等）以外のすべてを対象とする食材料費のこと。

#### ●母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子家庭等及び寡婦の福祉に関して定め、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とした法律。母子家庭等への福祉資金の貸付けや就業支援事業、自立支援給付金などの支援措置について定める。

## ●母子・父子自立支援員

配偶者のいない者で児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び相談指導や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援に従事する者。

### 【や行】

#### ●要支援児童

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童である要保護児童を除き、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。

#### ●幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

平成30年度4月に改訂された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」にて示されている小学校入学時までに育まれる子どもの具体的な姿。①健康な心と体、②自立心、③協同性、④道徳性・規範意識の芽生え、⑤社会生活との関わり、⑥思考力の芽生え、⑦自然との関わり・生命尊重、⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、⑨言葉による伝え合い、⑩豊かな感性と表現の10の姿が示されている。

#### ●要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護又は支援を図るために、関係機関で必要な情報の交換や支援内容の協議を行う場として児童福祉法に位置づけられた協議会。

### 【ら行】

#### ●ライフデザイン

ワーク・ライフ・バランスや生活環境の形成など、家庭や地域、コミュニティなど身近な生活の関わりを軸に、自分の将来をイメージして行動指針を作ること。

#### ●療育

発達や発育に心配や不安のある子どもが、社会的に自立することを目的に、子どもの発達状況や特性に応じた支援を行うこと。

### 【わ行】

#### ●ワーク・ライフ・バランス

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

---

---

## **第2期川越市子ども・子育て支援事業計画**

### **令和2年度～令和6年度**

発行年月 令和2年3月

発 行 川越市こども未来部こども政策課

〒350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1

T E L 049-224-8811 (代表)

049-224-6278 (直通)

F A X 049-223-8786

E-mail [kodomoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp](mailto:kodomoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp)

---





川越市シンボルマーク

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。